

# 水田麦・大豆産地生産性向上事業概要 (麦豆プロ事業)

## I. 事業趣旨

麦・大豆については、堅調な国産需要がある一方、実需者の求める量・品質・価格の安定供給が実現できず、依然として輸入品が大宗を占めています。このような状況を改善し、需要に応じた生産を実現するには、麦・大豆産地が一体となり、生産性の向上に取り組むことが不可欠です。

また、主食用米の需要が減少傾向にある中、米から需要を捉えた麦・大豆等への転換を進めることは、麦・大豆の国産シェアの拡大、自給率向上、需要に応じた水田フル活用に向けた喫緊の課題となっています。

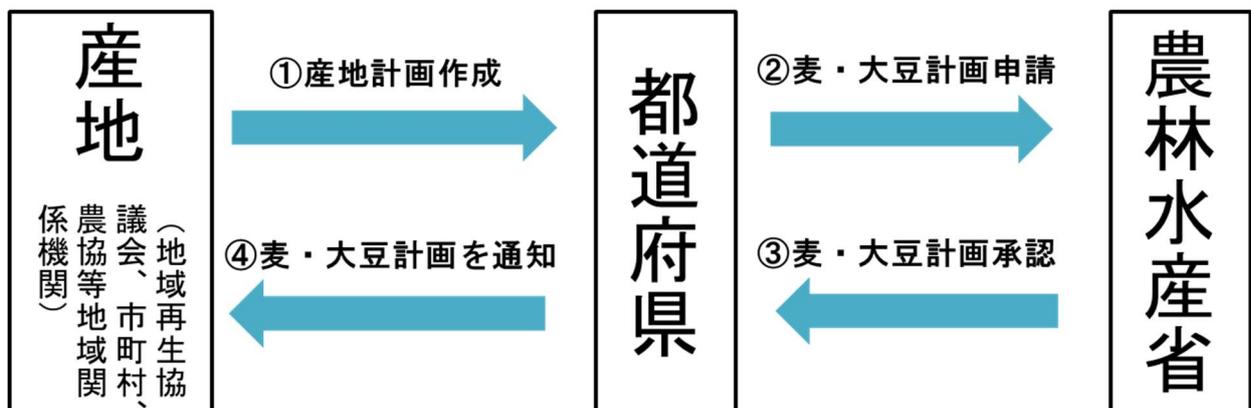
このため、本事業では、「麦・大豆生産性向上計画」(以下、「麦・大豆計画」)及び「麦・大豆計画」に位置づけられた「麦・大豆産地生産性向上計画」(以下、「産地計画」)に基づき、麦・大豆の需要を捉えた生産拡大と収量・品質の高位安定に取り組む産地に対して、団地化の推進や新たな栽培技術の導入等を一体的に支援し、産地の生産体制の強化、収益性・生産性の向上を推進します。

## II. 麦・大豆生産性向上計画について

需要に応じた生産拡大の実現に向けては産地ぐるみで計画的な取組みが不可欠です。

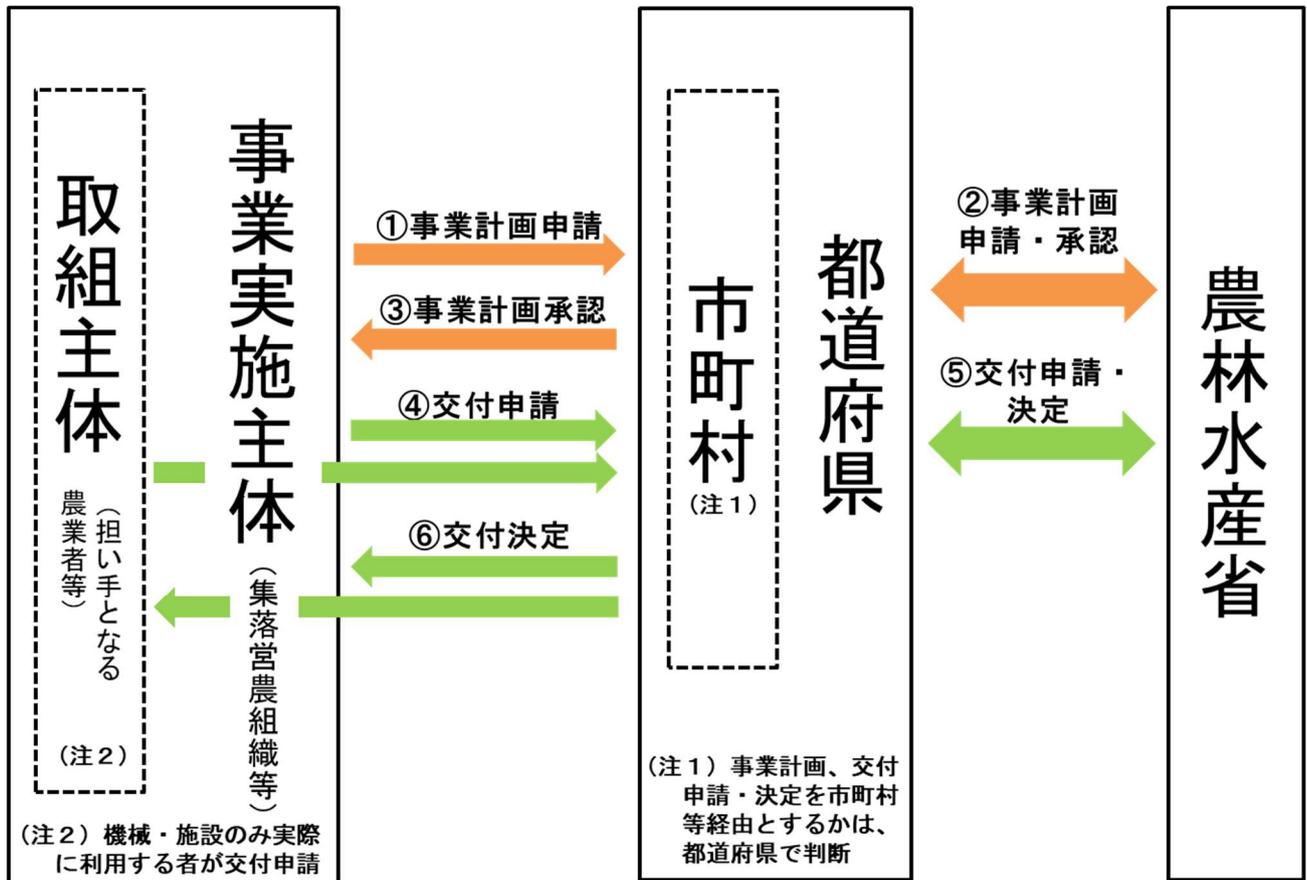
本事業では、都道府県が策定した「麦・大豆計画」に位置づけられた産地が「産地計画」に基づき行う需要に応じた生産拡大、団地化推進等の目標達成に資する取組みを支援します。

(参考) 麦・大豆生産性向上計画の提出・承認までの流れ



(注) 計画提出時に市町村等を経由するかは、都道府県が判断。

### Ⅲ. 事業実施の流れ



### Ⅳ. 事業の概要

#### 1 事業メニュー

- (1) 水田における麦・大豆の団地化の推進
- (2) 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入
- (3) 水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等
- (4) 水田における麦・大豆の生産性向上の推進

#### 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は下記のとおりです。

- (1) IVの1の(1)～(3)の取組

##### ① 農業者の組織する団体

農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。)が5名以上であること。

なお、Ⅳの１の（３）の取組については、事業実施主体の地域内で実際に取組を行い、機械等を使用する農業者、民間事業者等（以下「取組主体」という。）が交付申請を行うことができる。

② 地域農業再生協議会

（２）Ⅳの１の（４）の取組

① 都道府県

② 市町村

### 3 対象となるほ場

田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田と同じ）

### 4 対象となる作物

麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）、大豆、畑地化を目的に麦・大豆との輪作体系の構築に向け新たに導入される作物

### 5 採択要件

- ・ 申請する産地において、「産地計画」を策定している、または、事業開始までに策定することが確実だと地方農政局等が認めていること。なお、産地品種ごとにみて、ミスマッチとなっている品種について、ミスマッチの解消に向けた産地計画となっていること。
- ・ Ⅳの１の（１）の取組が含まれた事業実施計画となっていること。なお、事業を活用せず自己負担で団地化を推進する場合はⅣの１の（１）の申請額が０でも可とする。
- ・ 農政局長が定める成果目標の基準を満たすこと。
- ・ 事業実施計画書に記載のある内容が事業実施要領に照らし適切な内容であり、かつ、成果目標の達成に直接結び付く内容であること。
- ・ 本事業は、主食用米から需要を捉えた麦・大豆等への転換を進めることが主目的の一つであるため、受益地の主食用米の作付面積が前年より減少していること。

### 6 補助率

Ⅳの１の（１）及び（２）・・・定額

Ⅳの１の（３）及び（４）・・・1／2以内

## 7 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度（麦については翌々々年度）

## 8. 具体的な支援内容

### (1) 水田における団地化推進（補助率：定額）

事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を、上限額の範囲内で支援します。

上限額は事業実施主体の水田面積に応じて、以下のとおり設定しています。

50ha未満	: 50万円
50ha以上～150ha未満	: 100万円
150ha以上	: 150万円

なお、経営規模が大きい北海道については上記の6倍の面積で上限額を設定します。

団地化を推進する際に必要な経費としては、

- ・ 会議の開催・出席に要する経費
- ・ ほ場状況の把握等要する経費（日当、時間外手当、消耗品費等）
- ・ 団地化に必要なほ場改修・点検に要する経費（排水柵の修繕に係る役務費、物材費等。他事業で実施するものを除く。）
- ・ 試行的団地拡大に要する経費（地代等）
- ・ 技術習得等の研修に要する経費
- ・ 衛星写真等の購入に要する経費
- ・ 農業コンサルタント等への相談に要する経費
- ・ 団地化地図のデジタル化に要する経費 等を想定しています。

### (2) 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入

各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、営農技術を導入する取組に対して支援します。事業実施主体が新規導入する①～⑧の営農技術について、導入する技術内容と面積を計画書に明記してください。技術を新たに導入する面積に対して定額で支援します。なお、複数選択する場合は、選択した技術の支援単価の合計が15,000円/10aを上限とします。

なお、技術導入に当たっては、農研機構による「診断に基づく栽培改善技術導入支援マニュアル」等により、圃場条件に適した技術を選択する等試験研究機関等の適切な指導に基づき行ってください。

- ① 湿害対策技術の導入(補助率：定額 (2,000円/10a) )  
※最大2つまで取組可 (2,000円/10a) × 2  
麦・大豆の生育に大きな影響を与える湿害を軽減するための、弾丸暗渠施工、心土破碎、深耕の実施。
- ② 高度湿害対策技術の導入 (補助率：定額 (3,000円/10a))  
麦・大豆の生育に大きな影響を与える湿害を軽減するため、無材穿孔暗渠や有材補助暗渠の施工による高度な技術による透排水性改善の実施。
- ③ 効率的播種技術の導入(補助率：定額 (5,000円/10a) )  
麦・大豆栽培の省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培による播種作業の改善。
- ④ 先進技術の導入 (補助率：定額 (10,000円/10a))  
近年、研究機関等で開発されたスリット成形播種技術やカットブレーカーによる幅広型心土破碎の最先端技術の実施。
- ⑤ 土壌診断に基づく土づくりの推進 (補助率：定額 (3,000円/10a))  
麦・大豆の単収の向上に向けた、土壌診断に基づく有機物資材や酸度矯正資材等の施用。
- ⑥ 麦種に応じた最適な追肥の実施 (補助率：定額 (3,000円/10a))  
麦の品質・収量安定に向けた、生育中後期の追肥の実施。
- ⑦ 需要に応じた新品種等の導入 (補助率：定額 (7,500円/10a))  
需要に応じた麦・大豆生産拡大に向けた、実需者と事前契約を結んだ上での需要のある品種、収量性・加工適性に優れた品種等の導入。
- ⑧ 畑地化に向けた新規輪作体系の確立 (補助率：定額 (7,500円/10a))  
麦・大豆を作付けする水田の畑地化に向け、新たな輪作体系を確立するための畑作物のブロックローテーションへの新規導入。  
補助対象となる面積は、新たに導入する畑作物に係るものとします。  
なお、新規作物を導入した結果、麦や大豆の面積は減少しないことを必須とします。
- ⑨ 化学肥料の低減 (補助率：定額 (1,000円/10a))  
化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上低減。

- ⑩ 化学農薬の低減（補助率：定額（1,000円/10a））  
化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上低減。
- ⑪ ドローンによる生産の高度化・省力化（補助率：定額（5,000円/10a））  
ドローンを利用した広域的な農薬・肥料散布、は種、ほ場センシングによる生産の高度化・省力化。
- ⑫ 地域特認技術（補助率：定額（都道府県で設定））  
地域の環境や農業の実態等を踏まえ設定した営農技術の導入。

※①及び③については、都道府県の研究機関等が開発した技術のうち、効果が論文等で明確となっているとともに、麦・大豆計画に位置づけられている技術については、対象とすることができます。

### （3） 水田における麦・大豆の生産性の向上に向けた機械・施設の導入等 （補助率：1／2以内）

需要に応じた麦・大豆の生産に向け、生産性の向上や効率化に必要な以下の機械・施設の導入、リース導入、改良について支援します。

補助対象とする機械等は50万円以上5,000万円未満とします。

なお、リース導入の場合、リース期間は2年以上で法定耐用年数以内の物のみ対象とします。

- ① 麦・大豆生産の生産性の向上のために必要な機械・施設の導入等  
ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ等
- ② 麦・大豆の生産効率化に必要な機械・施設の導入等  
高速播種機、農業用ドローン、コンバイン、乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機）等
- ③ 上記作業機械を牽引するために必要なトラクターの導入等

### （4） 水田における麦・大豆の生産性向上の推進 （補助率：1／2以内）

都道府県・市町村において、本事業の実施や「麦・大豆計画」に基づき行う生産拡大を推進するために必要な会議・研修会の開催、技術指導マニュアルの作成、実需者との意見交換会等に係る経費について支援します。

## V. 採択について

対象作物毎に下記の「A団地化」と「B生産性向上」の各区分から成果目標をひとつずつ選択してください。A、B区分のポイントと「C加算」区分のポイントの合計値により順位付けを行います。事業採択はポイントの高い事業

実施主体から行います。同ポイントの場合は事業費の低い方を優先的に採択します。

麦・大豆両方を対象として事業を実施する場合は、平均したポイントを、採択ポイントの算出に使用します。

なお、Ⅳの1の(4)「水田麦・大豆生産効率化の推進に向けた支援」の事業費は、Ⅳの1の(2)「水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入」の事業費の10%以内とします。

## 成果目標の基準

### 成果目標の選定及びポイント算定の留意点等

1 麦又は大豆ごとに、「A 団地化」及び「B 生産性向上」の各区分から成果目標を一つずつ選択し、品目ごとの成果目標ポイントを算出するものとする。その際、「C 加算」の区分に該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算するものとする。

両品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。

なお、現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。また、団地化率は、次の算式により、品目ごとに算出するものとする。

団地化率＝

(事業実施地域の交付対象水田において団地化の取組を実施した麦又は大豆の作付面積)÷(事業実施地域の交付対象水田における麦又は大豆の作付面積)

2 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。

(1) 成果目標区分のうち区分A及び区分Bの成果目標ポイントの合計が0ポイントの場合

(2) 成果目標ポイントの合計が20ポイントに満たない場合

【表】

A 団地化（①、②のうちどちらかひとつを選択）	
<p>① 団地化率の向上</p> <p>団地化率（作付面積に占める団地化の取組を実施した作付面積）が現状より向上。</p> <p>15ポイント以上 . . . . . 10ポイント</p> <p>12ポイント以上 . . . . . 8ポイント</p> <p>9ポイント以上 . . . . . 6ポイント</p> <p>6ポイント以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>3ポイント以上 . . . . . 2ポイント</p>	<p>② 団地化面積の向上</p> <p>事業実施地域において新たに団地化する面積の水田面積に占める割合。</p> <p>5%以上 . . . . . 10ポイント</p> <p>4%以上 . . . . . 8ポイント</p> <p>3%以上 . . . . . 6ポイント</p> <p>2%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>1%以上 . . . . . 2ポイント</p> <p>※現状の団地化率が80%を超えている事業実施主体に限り選択可能。</p>
B 生産性向上（③～⑦のうち、どれかひとつを選択）	
<p>③ 生産量の増加</p> <p>生産量が現状値と比較して拡大。</p> <p>25%以上 . . . . . 10ポイント</p> <p>20%以上 . . . . . 8ポイント</p> <p>15%以上 . . . . . 6ポイント</p> <p>10%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>5%以上 . . . . . 2ポイント</p>	<p>④ 面積の拡大</p> <p>作付面積が現状値と比較して増加。</p> <p>10%以上 . . . . . 10ポイント</p> <p>8%以上 . . . . . 8ポイント</p> <p>6%以上 . . . . . 6ポイント</p> <p>4%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>2%以上 . . . . . 2ポイント</p>
<p>⑤ 単収の増加</p> <p>単収が現状値と比較して増加</p> <p>20%以上 . . . . . 10ポイント</p> <p>16%以上 . . . . . 8ポイント</p> <p>12%以上 . . . . . 6ポイント</p> <p>8%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>4%以上 . . . . . 2ポイント</p>	<p>⑥ 需要に応じた品種への転換</p> <p>実需者と事前契約を結び新規に導入する品種の作付面積が当該作物の作付面積に占める割合の増加。</p> <p>20%以上 . . . . . 10ポイント</p> <p>16%以上 . . . . . 8ポイント</p> <p>12%以上 . . . . . 6ポイント</p> <p>8%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>4%以上 . . . . . 2ポイント</p>
<p>⑦ 労働時間の削減</p> <p>10a 当たり労働時間を現状値と比較して削減。</p> <p>15%以上 . . . . . 10ポイント</p> <p>13%以上 . . . . . 8ポイント</p> <p>11%以上 . . . . . 6ポイント</p> <p>9%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>7%以上 . . . . . 2ポイント</p>	

C 加算（複数選択可）	
以下の条件に当てはまる場合は、ポイントを加算できるものとする。	
・ 5年以内の麦ほ場の畑地化を目指した事業計画を策定した場合	・・・ 10p
・ 水田面積に占める麦・大豆等主食用米以外の作付面積（基幹作に限る）が40%以上となる場合	・・・ 5p
・ 団地化率が80%以上の場合	・・・ 5p
・ 麦の作付面積に占める基幹作麦の割合が80%以上の場合	・・・ 10p
・ 受益地において主食用米の前年産からの作付減少面積が麦・大豆の前年産からの作付増加面積以上となる場合	・・・ 10p
・ 製粉業者、製めん業者等の食品製造業者からの要望に応えるための栽培管理や機器等を用いた品質分析を行うなど、食品製造事業者と結び付いた取組を行っている又は事業実施年度内に行うことを予定している場合	・・・ 5p

### 【大豆】

A 団地化（①、②のうちどちらかひとつを選択）	
<b>① 団地化率の向上</b> 事業実施地区の団地化率が現状より向上。 15ポイント以上・・・15ポイント 12ポイント以上・・・12ポイント 9ポイント以上・・・9ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント	<b>② 団地化面積の向上</b> 事業実施地域において新たに団地化する面積の水田面積に占める割合。 5%以上・・・15ポイント 4%以上・・・12ポイント 3%以上・・・9ポイント 2%以上・・・6ポイント 1%以上・・・3ポイント ※現状の団地化率が80%を超えている事業実施主体が、選択可能。
B 生産性向上（③～⑦のうち、どれかひとつを選択）	
<b>③ 生産量の増加</b> 生産量が現状値と比較して拡大。 25%以上・・・15ポイント 20%以上・・・12ポイント 15%以上・・・9ポイント 10%以上・・・6ポイント 5%以上・・・3ポイント	<b>④ 面積の拡大</b> 作付面積が現状値と比較して増加。 10%以上・・・15ポイント 8%以上・・・12ポイント 6%以上・・・9ポイント 4%以上・・・6ポイント 2%以上・・・3ポイント
<b>⑤ 単収の増加</b> 単収が現状値と比較して増加 20%以上・・・15ポイント 16%以上・・・12ポイント 12%以上・・・9ポイント	<b>⑥ 需要に応じた品種への転換</b> 実需者と事前契約を結び新規に導入する品種の作付面積が当該作物の作付面積に占める割合の増加。 20ポイント以上・・・15ポイント

8%以上 . . . . . 6ポイント	16ポイント以上 . . . . . 12ポイント
4%以上 . . . . . 3ポイント	12ポイント以上 . . . . . 9ポイント
	8ポイント以上 . . . . . 6ポイント
	4ポイント以上 . . . . . 3ポイント
<b>⑦ 労働時間の削減</b> 10a 当たり労働時間を現状値と比較して削減。	
15%以上 . . . . . 15ポイント	
13%以上 . . . . . 12ポイント	
11%以上 . . . . . 9ポイント	
9%以上 . . . . . 6ポイント	
7%以上 . . . . . 3ポイント	
<b>C 加算（複数選択可）</b>	
以下の条件に当てはまる場合は、ポイントを加算できるものとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年以内の大豆圃場の畑地化を目指した事業計画を策定した場合 . . . 10p</li> <li>・ 水田面積に占める麦・大豆等主食用米以外の作付面積（基幹作に限る）が40%以上となる場合 . . . 5p</li> <li>・ 団地化率が80%以上の場合 . . . 5p</li> <li>・ 受益地において主食用米の前年産からの作付減少面積が麦・大豆の前年産からの作付増加面積以上となる場合 . . . 10p</li> <li>・ 都道府県等単位で実需者との意見交換会を行っている又は事業実施年度に行うことを予定している場合 . . . 5p</li> </ul>	

## VI. 問合せ先について

農林水産省 穀物課		03-6744-2108
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨、 長野、静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、愛媛、 高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	096-300-6222
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653